

各位

会社名 石垣食品株式会社
 代表者名 代表取締役会長 石垣 裕義
 (コード番号 2901 東証スタンダード)
 問合せ先 経理総務部(電話 03-3263-4444)

第三者割当による新株式の発行及び第4回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、2024年1月17日(以下「発行決議日」といいます。)付の取締役会(以下「本取締役会」といいます。)において、辛澤氏(以下「辛氏」といいます。)、櫛田康子氏(以下「櫛田氏」といいます。)、小松周平氏(以下「小松氏」といいます。)及び株式会社IMGホールディングス(以下「IMGホールディングス」といいます。)(以下、個別に又は総称して「割当予定先」といいます。)に対する第三者割当による新株式(以下「本新株式」といいます。)及び第4回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の発行(併せて以下「本第三者割当」といいます。)について決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 募集の概要

<本新株式の募集の概要>

(1) 払込期日	2024年2月9日
(2) 発行新株式数	普通株式 1,100,000株
(3) 発行価額	辛氏 1株につき151円 辛氏を除く割当予定先 1株につき150円
(4) 調達資金の額	165,420,000円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法による。 辛氏 420,000株 櫛田氏 200,000株 小松氏 130,000株 IMGホールディングス 350,000株
(6) その他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

<本新株予約権の募集の概要>

(1) 割当日	2024年2月9日
(2) 発行新株予約権数	9,000個
(3) 発行価額	総額 927,000円 (本新株予約権1個あたり103円)
(4) 当該発行による潜在株式数	900,000株 (本新株予約権1個につき100株)
(5) 調達資金の額(注)	136,827,000円 新株予約権発行による調達額 927,000円 新株予約権行使による調達額 135,900,000円
(6) 行使価額	151円 行使価額の修正は行われません。

(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法による。 辛氏 3,436 個 櫛田氏 1,636 個 小松氏 1,064 個 IMG ホールディングス 2,864 個
(8) その他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(注) 本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

(1) 本第三者割当の目的

当社及び当社子会社（以下「当社グループ」といいます。）は、飲料事業、珍味事業、インターネット通信販売事業及びその他の事業を行っており、当社は飲料事業及び珍味事業を主力としており、グループ全体では国内子会社（株式会社新日本機能食品。所在地：東京都渋谷区神宮前一丁目5番8号、代表取締役：小林憲司）の営むインターネット通信販売事業を主力としております。

飲料事業においては、日本初の水出しパック麦茶「フジミネラル麦茶」を中心に、ウーロン茶、杜仲茶、消費者の健康志向に対応した「ごぼう茶」等の健康茶製品を取り扱っております。

珍味事業においては、中国に所在する100%子会社（ウェイハン石垣食品有限公司。所在地：中国山東省青州市、代表者：石垣裕義）にて生産するビーフジャーキーを取り扱っております。

飲料事業は、日本初の水出しパック麦茶であることと、過去のテレビコマーシャルによるブランド力で販売力を維持してきたものの、少子化で主顧客層である子持ち世帯が減少していること、大型ペットボトル飲料の低廉化等によりパック麦茶市場が縮小し、コモディティ化が進んだことから、価格競争に依存した厳しい市場と化していることに加え、当社商品のブランド認知層が高齢化し、採算の悪化が続いております。ごぼう茶は、当社が市場を開拓した商品で高い付加価値のある新規商品ということで既存商品に対して高い粗利率を有していることから一定の利益も確保しておりますが、競合商品の出現等により市場環境が悪化しております。2023年3月期においては、自社工場製造を終了し、ファブレス化で固定費用の削減等を行ったことで事業採算の改善を図ったものの、資材価格の高騰等もあり、黒字を計上することができず、事業セグメント別の損益も赤字を計上する状況が続きました。2024年3月期第2四半期の損益においては、値上げが定着したことから2024年3月期第2四半期連結会計期間に僅かながら黒字を計上することができましたが、2024年3月期第1四半期連結累計期間に計上した赤字を吸収するまでには至らず、2024年3月期第2四半期連結累計期間は赤字を計上する状況が続いております。

珍味事業のビーフジャーキーは、醤油風味で欧米人向けとは異なる柔らかい食感等、既存商品にはない日本人好みの商品で市場を開拓いたしました。自動化が難しい商品であるものの、国内工場に比して人件費が低廉な中国子会社の工場での低コストな生産により価格競争力もある商品となり、発売当初は大手コンビニエンスストアや駅構内売店で取扱いを受ける等一定の市場を確保して参りました。しかし、競合他社が当社商品をベンチマークした商品を投入してきたことに加え、中国の人件費上昇等に伴って製造コストも上昇した結果、競争力が低下し、全国展開する大手スーパーマーケットや大手コンビニエンスストア、駅構内売店、大手ディスカウントストアでの取扱いが終了する等で販売数量が激減し、業績が悪化した状態が続いております。2023年3月期においては、前期より開始した日本企業の中国国内店舗向けの商品供給が通期で行われたことに加え、管理体制の見直しを行うことで、中国生産子会社の稼働率の向上と赤字縮小が期待されたものの、中国のゼロコロナ政策の影響で中国国内店舗の営業が行われなかった影響や、原料となる牛肉価格の世界的な高騰が続いたこと、日本市場向け販売の更なる低落から、赤字について、縮小は図れたものの脱することができませんでした。2024年3月期第2四半期の損益面においては、中国がゼロコロナ政策を終えたことから中国国内店舗向けの販売が好調となり、工場稼働率が向上、採算が大幅に改善して、2024年3月期第2四半期連結会計期間には黒字を計上しましたが、飲料事業同様に2024年3月期第1四半期連結累計期間に計上した赤字を吸収するまでには至らず、2024年3月期第2四半期連結累計期間は縮小したとは言え赤字を計上する状況が続いております。

既存事業が厳しい状況の中、当社は2017年9月に第三者割当による行使価額修正条項付第1回

新株予約権の発行を実施し、その調達資金で、商品開発や販売促進活動を行う一方で、Eコマースに係るインターネット通信販売事業を行う株式会社新日本機能食品及び外食店舗事業を行う株式会社エムアンドオペレーション（所在地：東京都大田区田園調布一丁目10番26号、代表取締役：櫻井寛）の子会社化等、事業領域を拡大することで会社の事業継続性を高める活動を展開して参りました。

しかし外食店舗事業は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて事業から撤退するに至り、インターネット通信販売事業は競争環境の激化や想定を超える販売促進費・配送料等の高騰により所期の計画には及ばず、子会社化に伴い発生したのれんについて2020年3月期において減損損失282百万円を計上し、当社グループはこれらの損失計上により、債務超過に転落いたしました。インターネット通信販売事業は2022年3月期から黒字を計上できる状態となったものの、所期の見通しに至らず、本体の多額の赤字を吸収する規模には至っておりません。

当社としては、当社グループが長期安定的に事業を継続していくため、借入金の返済資金や運転資金を調達することが不可欠であるものと判断し、また、当社グループは債務超過を2021年3月度末までに解消することができない場合、当社が上場する東京証券取引所JASDAQスタンダード（現スタンダード）市場の当時の上場廃止基準に抵触する中、上場の廃止は、投資家保護の観点からも避けるべきであり、グループ全体の採算は一部で改善しつつあるものの債務超過を解消するには至らないと考えたことから、2021年3月に第三者割当による新株式の発行を行いました。

しかしこの増資は当時の発行可能株式数や希薄化率等の制約から、債務超過を解消するために最低限度の金額であったこと、及びその調達資金の用途が借入金の返済資金や運転資金に限られていたことから、前述のとおり事業環境の改善は行えませんでした。

当社としては、当時8期連続の赤字が続く中、その状況を改善し、当然に早期の黒字化に努め、当社グループが長期安定的に事業を継続していくためには、既存の事業や会社の枠に囚われない提携戦略を展開していくことは欠かせないことから、更なる新規事業展開、M&A又は資本・業務提携についても検討が必要であると考え、その手法としてそれらに向けた資金を確保しておくことが不可欠であるものと判断し、2022年2月に再度、第三者割当による新株式の発行を行いました。

これにより得られた資金を活用することで当社は、化粧品やサプリメントといったこれまでとは異なる事業へ進出することができました。しかし、化粧品事業においては、OEM供給商品において多額の売上高を計上し、利益も堅調に計上することができた一方で、自社ブランド商品においては営業活動が苦戦し、また先行する費用負担が重く採算を悪化させた結果、2023年3月期は、売上高516百万円、営業損失66百万円という業績にとどまりました。また、雑貨事業やサプリメントを含むその他事業は黒字を計上することができたものの、2023年3月期の雑貨事業の営業利益は22百万円、その他事業の営業利益は2百万円にとどまったため、2023年3月期の当社グループの営業損失は133百万円となり、現在までに会社全体を黒字化するまでには至っていないことから継続事業の前提に疑義のある状況から脱することができておりません。当社として、更なる事業展開を行うためには、新規事業の開始のみならず、確実にグループ損益を改善することができる黒字事業を有する企業の子会社化が不可欠であると考えに至りました。また、そのために新たなパートナーを得てエクイティ・ファイナンスを行い、またその資金を得ることは、当社の事業発展に寄与するものであるとの考えにも至っております。その様な考え方の下、当社経営陣は、その考えに合致する投資先についてファイナンシャルアドバイザーである株式会社ディーシー・クリエイト（所在地：愛知県名古屋市中区栄二丁目9番3号、代表取締役：櫛田章博。以下「ディーシー・クリエイト」といいます。）等外部の協力も得ながら、情報を収集して参りました。その様な中、今回子会社化する株式会社メディアート（以下「メディアート」といいます。）についてディーシー・クリエイトを通じて株式売却に関する提案を受け、前向きにデューデリジェンスを行ったところ、非常に有力な会社であることが分かりました。メディアートは1998年に設立され、現在は化粧品及び健康食品の販売を主力に、育毛剤や育毛機器の取り扱う日本企業で、継続して利益を計上しており、現在、既存取引先に限定して事業を行っているにもかかわらず、顧客先からのニーズは強く更に売上及び利益が拡大する計画を有しております。当社としては、グループ損益を改善させるために子会社とする

ことは非常に意義があるものと考え、メディアートを100%子会社化することといたしました。詳細については本日付けで公表した「株式会社メディアートの株式取得及び簡易株式交換による完全子会社化に関するお知らせ」をご参照ください。当該子会社化に必要な資金を調達するため、また、今後の新規事業展開、M&A及び資本・業務提携に必要な資金を調達するため、当社取締役会は、本第三者割当について利害関係を有する取締役を除いたうえで十分に討議、検討を行い、利害関係を有する取締役を除く当社取締役全員の賛成により本第三者割当の実施を決定いたしました。

(2) 本第三者割当による資金調達を選択した理由

当社は本第三者割当の実施を決定するまでに、様々な資金調達方法を比較・検討してまいりました。

① 新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株式の発行は、一度に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、当社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難であると考えております。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、実施できるか否かもその時点での株価や市場全体の動向に大きく左右され、資金調達の機動性という観点からみても本第三者割当によるメリットの方が大きいと考えております。また、業績悪化により当社株価及び出来高が低迷していることから、公募増資の引受先を見つけるのは困難であり、仮に引受先を見つけることができたとしても当社及び当社株主にとって不利な条件での発行となる可能性が高いと考えております。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では、既存株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としても調達資金の額を推測することが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

② 転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債は、発行時点では全額が負債として計上されるため、行使がなされない限り自己資本比率の向上に貢献しないことや、現時点において転換社債型新株予約権付社債を引き受けて頂ける投資家が見つかっていないことから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

③ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や、時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、割当先となる既存株主の参加が不透明であり、当社が必要とする資金調達を実現できない可能性がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

④ 借入れ・社債による資金調達

金融機関からの借入れ又は社債による資金調達では、調達額が全額負債となるため、自己資本比率の向上及び財務基盤の強化を目的とする当社の考えと乖離しております。また、当社は2014年3月期以降10期連続で、親会社株主に帰属する当期純損益につき損失を計上しているため、金融機関からの借入れを当社にとって望ましい条件で行うことは困難な状況となっていることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(3) 本第三者割当の特徴

<メリット>

① 発行時の一定の資金調達

本新株式の発行により、証券の発行時に一定の資金を調達することが可能となります。

② 最大交付株式数の限定

本新株式の発行数は1,100,000株、本新株予約権の目的である当社普通株式数は900,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されております。そのため、希薄化率が当初予定より増加することはありません。

③ 財務健全性指標の上昇

本新株式による調達資金及び本新株予約権による調達金額はいずれも資本性の資金となるため、財務健全性指標が上昇します。

<デメリット>

① 既存株式の希薄化

本新株式の発行により、また本新株予約権の行使が進んだ場合には既存株式の希薄化が生じます。

② 株価低迷時に資金調達額が困難となる可能性

本新株予約権の行使期間中、株価が行使価額を下回って推移する状況では割当予定先による本新株予約権の行使が進まず資金調達が困難となり、機動的な投資が阻害される可能性があります。

③ 満額の資金調達ができない可能性

株価が本新株予約権の行使価額を超えている場合でも、割当予定先が本新株予約権を行使するとは限らず、資金調達の時期には不確実性があります。また、本新株予約権の行使が一部にとどまることにより想定どおりの金額での資金調達を実現できない可能性があります。

以上をもとに検討した結果、既存株主に対する希薄化の影響を考慮しても、本第三者割当により資金調達を行うことが合理的であると判断し、本新株式及び本新株予約権の発行を決定いたしました。本新株式により、メディアートの子会社化に必要な資金を発行時に調達できるとともに、今後の新規事業の展開及びM&Aにあたっては本新株予約権で調達できた資金を充当することができます。なお、割当予定先によると、当社が必要とする額の資金を一度に新株式の引受けにより出資することは当社の財務状況に鑑みてリスクが高く、本第三者割当で調達を予定している全額に相当する新株式の引き受けは応じられないとのことです。

今回の調達資金は、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当し、財務基盤の強化を図っていく考えです。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額	内訳：	302,247,000円
	本新株式の払込金額の総額	165,420,000円
	本新株予約権の払込金額の総額	927,000円
	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額	135,900,000円
発行諸費用の概算額		15,000,000円
差引手取概算額		287,247,000円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用10百万円及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用、第三者調査機関への支払い、ディーシー・クリエイトに対する割当予定先の紹介に係る報酬、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等）5百万円の合計であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額287百万円については、下表記載の各資金使途に充当する予定であります。

具体的な使途	金額(百万円)	資金調達方法	支出予定時期
M&A(メディアート買収)費用	170	本新株式の発行、本新株予約権の発行による	2024年2月
新規事業展開、M&A及び資本・業務提携に係る費用	117	本新株予約権の発行による	2024年2月～2025年3月

- (注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行預金にて管理する計画です。
2. 新規事業展開、M&A及び資本・業務提携に係る費用につき、本新株予約権による資金調達が進まず、案件の進捗状況に応じて資金が必要となった場合には、当社手持資金の充当又はその他のファイナンス手段を検討して資金を調達する可能性があります。

上記「(1) 調達する資金の額」記載の差引手取概算額 287 百万円の調達については、当社グループが長期安定的に事業を継続していくため、上表記載の使途に充当する予定です。

メディアートを子会社化するにあたり取得する株式の対価は、300 百万円と想定しており、その半分を株式交換、残り半分の 150 百万円分を本第三者割当により調達した資金によって支払うこととしております。また、関連費用として FA であるディーシー・クリエイトへの手数料 15 百万円、調査会社に対して DD 費用として 5 百万円を支払います。従いまして、本第三者割当により調達した資金のうち 170 百万円をメディアートの M&A (買収) 費用に充当させていただきます。詳細につきましては本日付で公表した「株式会社メディアートの株式取得及び簡易株式交換による完全子会社化に関するお知らせ」をご参照ください。また、メディアートの詳細は以下のとおりです。

① 名 称	株式会社メディアート		
② 所在地	愛知県名古屋市中区新栄二丁目 35 番 21 号		
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 間野 賢治		
④ 事業内容	化粧品及び健康食品の販売等		
⑤ 資本金	10 百万円		
⑥ 設立年月日	1998 年 9 月 24 日		
⑦ 発行済株式数	400 株		
⑧ 決算期	9 月 30 日		
⑨ 従業員数	4 名		
⑩ 主要取引先	株式会社プログレス、remore 株式会社、株式会社 BEAUQUE		
⑪ 主要取引銀行	三菱 UFJ 銀行		
⑫ 大株主及び持株比率	間野 賢治 100.00%		
⑬ 当事会社の関係			
資本関係	該当事項はありません。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	該当事項はありません。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
⑭ 直近 3 年間の経営成績及び財政状態	メディアート (単体)		
決算期	2021 年 9 月期	2022 年 9 月期	2023 年 9 月期
純 資 産	58	97	130
総 資 産	136	201	223
売 上 高	189	261	238
営 業 利 益	30	58	43
経 常 利 益	31	59	46
当 期 純 利 益	22	39	32

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

残る資金につきましては、更なる新規事業の展開及び M&A を行うことで事業継続性を向上させ、企業価値の向上を目指して参ります。現時点で、どのような新規事業及び M&A を行うかについて具体的な計画はございません。しかしながら、下記のとおり、当社は単体

事業で赤字を計上する状況となっていることもあり、その解消を行うことが喫緊の課題であり、今後グループ損益を改善することに資するため、安定した収益を上げられる事業を模索し、機動的に対応するために資金調達を行うこととしております。

当社が赤字である主たる要因は監査報酬・上場維持などに要するいわゆる本社維持費用が年間7千万円程度計上される中、既存事業でそれを賄う利益を計上することができないのみならず、単体事業で赤字を計上する状況となっていることにあり、その解消を行うための投資を行う必要があると考え、また割当予定先に引き受けていただける額を加味したうえで、既存株主の利益を過度に損ねることのない希薄化率の範囲内の資金調達の規模を決定しました。なお、提携等の成立には不確実性が伴うため、有効な投資先が存在しない等、2025年3月ごろまでに本項記載の新規事業展開、M&A及び資本・業務提携に係る費用に充当されない場合には、既存事業の新製品の開発・製造等の投資に充当する予定です。具体的には、上記に述べた既存事業における新商品開発、販売促進策強化策の更なる拡大に加え、当社グループにおける事業領域や営業地域の拡大が想定されます。今後これら案件が具体的に決定された場合には、適時適切にお知らせしてまいります。

資金の用途について上記の用途以外への充当を決定した場合や、追加の資金の調達等があった場合には、適時適切に開示いたします。

4. 資金用途の合理性に関する考え方

当社は、本第三者割当により調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な用途」に記載の用途に充当し、財務基盤の強化及び事業の更なる成長を目指して参ります。

その結果、当社が今後も継続し、また成長を続けていくために行う新規事業展開、M&A、資本・業務提携といった戦略の実現や、財務内容が改善することによる企業価値及び当社の中長期的な株主価値の向上、並びに既存株主の皆様の利益拡大が図られることにより得られる効果は本第三者割当による株式の希薄化を上回るものになると考えており、本第三者割当の資金用途については合理性があるものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本新株式

本第三者割当により発行する本新株式の発行価額につきましては、割当予定先との協議により、辛氏を除く割当予定先については150円、辛氏については151円といたしました。

発行価額については、メディアートの買収のための資金に充てるため十分な調達資金を確保するために、当社の直前取引日までの株価の動向を踏まえ発行価額を150円以上とすることで割当予定先と協議し、辛氏を除く割当予定先については発行価額を150円又は当社の直前取引日の普通取引の終値の90%のいずれか高い方、辛氏については発行価額を150円又は当社の直前取引日の普通取引の終値のいずれか高い方の金額とすることで合意いたしました。

当社の株価が150円以上となった場合には、辛氏を除く割当先については東京証券取引所における当社普通株式の直前取引日の普通取引の終値から最大で10%のディスカウントが発生します。しかしながら、当社としては、メディアートの買収のための資金に充てるため十分な調達資金を行うことが当社の優先事項であり、発行額を150円以上とすることを優先し、株価が上昇した場合のディスカウントについても受け入れることといたしました。また、かかる取り扱いは、当社株価が150円以下となった場合にはプレミアム付きでの発行となるため、割当予定先にとって必ずしも有利であるとは言えず、合理的であると判断しております。

割当予定先には当社取締役である辛氏も含まれておりますが、上記のとおり辛氏については、一般株主の利益に配慮し、東京証券取引所における当社普通株式の直前取引日の普通取引の終値からディスカウントが発生しない発行価額といたしました。

なお、辛氏を除く割当予定先への割当に係る払込金額は、発行決議日の直前取引日の終値に対し0.66%のディスカウント(小数点以下第3位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。)、発行決議日の直前取引日までの1ヶ月間(2023年12月17日から2024年1月16日)の終値の単純平均値148円(円未満切捨て)に対し1.35%のプレミアム、発行決議日の直前取引日までの3ヶ月間(2023年10月17日から2024年1月16日)における終値の単純平均値149円(円未満切捨て)に対

し0.67%のプレミアムとなっております。

また、辛氏への割当に係る払込金額は、発行決議日の直前取引日までの1ヶ月間（2023年12月17日から2024年1月16日）の終値の単純平均値148円（円未満切捨て）に対し2.03%のプレミアム、発行決議日の直前取引日までの3ヶ月間（2023年10月17日から2024年1月16日）における終値の単純平均値149円（円未満切捨て）に対し1.34%のプレミアムとなっております。当該発行価額は、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010年4月1日制定）に準拠したものであり、割当予定先にとって特に有利な金額ではないと判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、本新株式の発行条件について利害関係を有する取締役を除いたうえで十分に討議、検討を行い、利害関係を有する取締役を除く当社取締役全員の賛成により本新株式の発行につき決議いたしました。

なお、当社監査等委員会から、本新株式の払込金額は、メディアートの100%子会社化に必要な資金を調達し、また、今後の新規事業展開、M&A及び資本・業務提携に必要な資金を調達することを目的としつつ、既存株主の利益に対する合理的かつ慎重な配慮に基づき決定されており、また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであるため、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法であるという趣旨の意見を得ております。

② 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行価額の決定に際して、公正性を期すため、第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（東京都港区元赤坂一丁目1番8号、代表者：山本頭三）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に対して本新株予約権の発行価額の算定を依頼しております。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行価額の算定に際し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定し、当社は、当該算定結果の記載された算定結果報告書を取得しております。

この算定においては、当社取締役会が本新株予約権の発行を決議した決議日の直前営業日である2024年1月16日の東京証券取引所における当社株価の終値151円、ボラティリティ39.5%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額151円/株、行使期間3年）をもとに公正価値を算定しております。当社は、当該算定結果の記載された算定結果報告書を取得しており、その算定結果報告書における、赤坂国際会計による本新株予約権1個当たりの公正価値評価額は103円です。当社はその結果を受けて、発行価額は公正価値評価額と同額である1個当たり103円と決定いたしました。また、本新株予約権の行使価額は、当社の株価動向、当社の資金需要、既存株主の皆様と与える影響等を考慮したうえで、割当予定先と協議、交渉した結果、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前営業日である2024年1月16日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である151円といたしました。なお、本新株予約権の行使価額は、発行決議日の直前取引日までの1ヶ月間（2023年12月17日から2024年1月16日）の終値の単純平均値148円（円未満切捨て）に対し2.03%のプレミアム、発行決議日の直前取引日までの3ヶ月間（2023年10月17日から2024年1月16日）における終値の単純平均値149円（円未満切捨て）に対し1.34%のプレミアムとなっております。当該発行価額は、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010年4月1日制定）に準拠したものであり、割当予定先にとって特に有利な金額ではないと判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、本新株予約権の発行条件について利害関係を有する取締役を除いたうえで十分に討議、検討を行い、利害関係を有する取締役を除く当社取締役全員の賛成により本新株予約権の発行につき決議いたしました。

なお、当社監査等委員会から、本新株予約権の払込金額は、メディアートの100%子会社化に必要な資金を調達し、また、今後の新規事業展開、M&A及び資本・業務提携に必要な資金を調達することを目的としつつ、既存株主の利益に対する合理的かつ慎重な配慮に基づき決定されており、また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであるため、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法であるという趣旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により発行される本新株式の発行数（1,100,000株）に本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数（900,000株）を合算した総株式数は2,000,000株（議決権数20,000個）であり、2023年9月30日現在の当社発行済株式総数14,295,700株（議決権総

数 142,922 個) を分母とする希薄化率は 13.99% (小数点以下第 3 位を四捨五入) (議決権ベースでの希薄化率は 13.99% (小数点以下第 3 位を四捨五入)) に相当します。

しかしながら、本第三者割当は、本第三者割当により調達した資金を活用することにより、将来の当社の企業価値及び株主価値の向上が期待されること、及び、当社グループの企業価値の向上に寄与することを企図して行われるものであり、既存株主に皆様の利益向上に資すると考えており、今回の発行数量及びこれによる株式の希薄化の規模並びに流通市場への影響はかかる目的達成の上で、合理的であると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

【辛 澤氏】

(1) 氏 名	辛 澤
(2) 住 所	大阪府大阪市北区
(3) 職 業 の 内 容	・当社取締役 ・株式会社ランニング 代表取締役社長 ・株式会社ジェクシード 取締役
(4) 上場会社と当該個人との間の関係	当社株式 4,369,000 株 (30.56%) を保有する主要株主である筆頭株主かつ、取締役であります。

【榎田 康子氏】

(1) 氏 名	榎田 康子
(2) 住 所	愛知県名古屋市中村区
(3) 職 業 の 内 容	リアルプラス有限会社 代表取締役
(4) 上場会社と当該個人との間の関係	榎田氏が代表取締役を務めるリアルプラス有限会社は、当社株式 590,000 株 (4.13%) を保有する株主であります。

【小松 周平氏】

(1) 氏 名	小松 周平
(2) 住 所	東京都港区
(3) 職 業 の 内 容	株式会社蒼マネジメント 代表取締役
(4) 上場会社と当該個人との間の関係	該当事項はありません。

【株式会社 IMG ホールディングス】

(1) 名 称	株式会社 IMG ホールディングス
(2) 所 在 地	大阪府大阪市淀川区西中島五丁目 12 番 8 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 今村 譲
(4) 事 業 内 容	診療所の経営 医薬品の販売及び薬局の経営 医療器具、機器の販売
(5) 資 本 金	10 百万円
(6) 設 立 年 月 日	2020 年 8 月 3 日
(7) 発 行 済 株 式 数	1,000 株
(8) 決 算 期	3 月末
(9) 従 業 員 数	10 名
(10) 主 要 取 引 先	株式会社メディカルパートナーズ、全国の病院等
(11) 主 要 取 引 銀 行	東北銀行
(12) 大株主及び持株比率	今村豪 : 50% 田坂大作 : 50%
(13) 当事会社間の関係	
資 本 関 係	該当事項はありません。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	該当事項はありません。

	関連当事者への 該 当 状 況	該当事項はありません。		
(14)	最近3年間の経営成 績及び財政状態			
決算期		2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
純 資 産		12	20	35
総 資 産		423	1,554	1,949
売 上 高		630	1,178	1,073
営 業 利 益		17	43	17
経 常 利 益		3	3	11
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益		2	9	14

(単位：百万円)

- (注) 1. 割当予定先の概要については、辛氏、櫛田氏、小松氏は2023年11月27日現在、IMGホールディングスは2023年12月11日現在の内容であります。
2. 第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（所在地：東京都港区赤坂2丁目16番6号、代表者：羽田寿次）の調査により、いずれの割当先も反社会的勢力との関係性を示す情報は確認されなかったとの報告を受けており、当社はその調査結果資料を確認いたしました。加えて、当社が独自に行ったインターネット検索による割当予定先に関する報道や評判等の調査結果も踏まえて、当社は、割当予定先が反社会的勢力と関わりがないものと判断しております。以上により、当社は、割当予定先は反社会的勢力とは一切関係がないと判断し、これに係る確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

本新株式及び本新株予約権の割当予定先として、辛氏、櫛田氏、小松氏、及びIMGホールディングスを選定した理由は、以下のとおりです。当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載したとおり、新たな収益基盤を確立するための更なる新規事業展開、M&A又は資本・業務提携についても検討が必要であると考え、その手法としてそれらに向けた資金を確保しておくことを目的に資金調達を検討してまいりました。そのような状況の中、当社の事業状況及び財務状況の現状と課題並びに今後の事業戦略についてご理解いただける投資家を模索し、複数の有力先と接触を重ねてまいりました。その協議の中で、当社の経営方針をご理解いただき、当社の新規事業及び既存事業への協力関係の模索ができる相手であること及び当社の資金調達が確実に実施できる資金力があることを重視して、割当予定先として選定いたしました。各割当予定先の選定理由は下記のとおりです。

① 辛氏を割当予定先として選定した理由

辛氏は、2021年3月に当社が実施した第三者割当増資を引き受け、同年6月に開催された定時株主総会において取締役役に就任し、当社の筆頭株主及び取締役として、当社の事業再建に当たっています。以後、様々な新規事業やM&A案件を当社に紹介し、また、主導的に執り行っていく中で、2023年6月ころ、辛氏はディーシー・クリエイトより有力なM&A先としてメディアートの紹介を受け、これを当社に紹介しました。なお、ディーシー・クリエイトの代表取締役である櫛田章博氏は辛氏の友人であります。櫛田章博氏からは、当社が2022年2月に実施した第三者割当増資にあたって、リアルプラス有限会社(以下「リアルプラス」といいます。)を割当先として紹介いただいております。

当社グループが継続的に事業を行っていくためには、新規事業の展開だけでなく、優良な企業のM&Aを行うことが重要であると認識していた同氏は、有力な候補になり得ると考え、2023年7月に当社会長石垣裕義とメディアート代表の間野氏を引き合わせ、メディアートの子会社化を検討していくことに合意し、同月中に、必要な資金を手当するために今般割当増資を行うこととなったものの、割当先を選定に苦慮することとなったことから、その引き受けをして頂くこととなりました。辛氏は、その交友の広さから当社が新規事業やM&Aを展開していく中で不可欠な存在となっており、今後も当社に対して主体的に関与して頂くことを期待しております。

② 櫛田氏を割当予定先として選定した理由

櫛田氏は、2022年2月に当社が実施した第三者割当増資を引き受け、当社の大株主となっているリアルプラスの代表取締役です。当社の株主となって頂いて以降、辛氏が定期的に連絡を取る中で、2023年7月に本第三者割当増資を行う方針であることについて伝えたと、その引き受けに同意して下さりました。その後、2023年11月にご本人の意向として、更に積極的に当社の応援をして頂く意向を示して頂き、今回は会社としてではなく、櫛田氏個人に引き受けて頂くこととなりました。なお、ディーシー・クリエイトの代表取締役である櫛田章博氏は櫛田氏の夫であります。

また、櫛田氏が代表取締役を務めるリアルプラスは、資産管理や不動産に関する事業を営んでおり、現時点において当社の事業領域との接点はないため、基本的には直接事業面でのご協力を頂ける可能性は低いと考えられ、実際に2022年3月に大株主となって頂いた以降これまで具体的な事業協力に至ってはおりません。当社として制約なく様々な新事業領域への参入を検討する中で、リアルプラスが得意とする資産管理や不動産といった事業領域へ関与する可能性もあり、その際は、事業面でのご協力をいただける可能性もあるものと考えております。

③ 小松氏を割当予定先として選定した理由

小松氏は、辛氏が2023年中ごろから親交を始めたばかりではありますが、外資系投資銀行でトレーディング業務に従事した後、海外のヘッジファンドにてポートフォリオマネージャーとして7年間グローバルマクロの資産運用に携わり、日本に帰国後は医療、AIの分野にて起業、M&Aを経験し、A.L.I. Technologies 及び米 AERWINS Technologies Chairman & CEO に就任。ナスダック上場後の2023年3月に退任するなど、1982年生まれと実業家としては比較的若い年齢ながら、企業やM&Aに関して多くの知見や、ベンチャー企業等との人脈を多く有しております。2023年10月に辛氏より小松氏に今般の割当増資の相談をしたところ、その引き受けをして頂くこととなりました。

また、当社が新規事業やM&Aを展開する中で、小松氏が得意とする資金調達や起業、M&Aといった様々な分野に対する知見や人脈を、当社の今後の事業展開に活かして頂ける可能性があるものと考えております。

④ IMGホールディングスを割当予定先として選定した理由

IMGホールディングスは、日本国内に21の医療法人及び社会福祉法人等、47の施設を有する今村メディカルグループの中核企業です。辛氏が当社による本第三者割当増資を企図する中で、2023年11月、ディーシー・クリエイトより、有力な引受先として紹介されたことを契機に、本第三者割当増資について、ディーシー・クリエイトを通じて辛氏よりIMGホールディングスに打診したところ、その引き受けに同意して下さり、その引き受けをして頂くこととなりました。

IMGホールディングスは前述のとおり日本全国に展開する医療・社会福祉法人グループであり、保有する多大な病床に関わる病院食や介護用品等について多くの需要を持つことから、当社の事業に対してご協力をいただける可能性もあるものと考えております。また、IMGホールディングスは、医療法人に対するものではあるものの経営コンサルティングも営んでおり、事業再生の実績も持つことから、事業再生を目論む当社としては、同社の持つ知見を活かして頂ける可能性もあるものと考えております。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先からは、本第三者割当の趣旨に鑑み、本第三者割当により取得する当社株式を原則として中長期的に保有する方針であることを口頭で確認しております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が割当を受けた日から2年以内に本第三者割当により発行される株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

①辛氏

当社は、辛氏の2023年11月30日時点の銀行預金残高証明の写しを受領し、同氏の保有する預金残高が、本第三者割当増資に係る同氏による払込金額を上回る金額であることを確認しており、当社は同氏が本第三者割当増資に係る払込期日までに本新株式及び本新株予約権の発

行価額に係る払込資金並びに本新株予約権の行使に必要となる資金の総額に相当する以上の十分な資金を確保できるものと判断しております。

②榎田氏

当社は、2023年12月29日時点の榎田氏の銀行預金通帳の写しを受領し、同氏の保有する預金残高が、本第三者割当増資に係る同氏による払込金額を上回る金額であることを確認しており、当社は同氏が本第三者割当増資に係る払込期日までに本新株式及び本新株予約権の発行価額に係る払込資金並びに本新株予約権の行使に必要となる資金の総額に相当する以上の十分な資金を確保できるものと判断しております。なお、榎田氏は本新株式及び本新株予約権の発行価額に係る払込資金並びに本新株予約権の行使に必要となる資金に必要な金額にあたる金額の大部分に相当する額について、榎田氏が代表取締役を務めるリアルプラス有限会社より借り入れております。

③小松氏

当社は、小松氏の2024年1月17日時点の証券口座の写しを受領し、同氏の保有する流動性が高い有価証券の残高が、本第三者割当増資に係る同氏による払込金額を上回る金額であることを確認しており、当社は同氏が本第三者割当増資に係る払込期日までに本新株式及び本新株予約権の発行価額に係る払込資金並びに本新株予約権の行使に必要となる資金の総額に相当する以上の十分な資金を確保できるものと判断しております。

④IMGホールディングス

当社は、2023年12月27日時点のIMGホールディングスの銀行預金通帳の写しを受領し、同社の保有する預金残高が、本第三者割当増資に係る同社による払込金額を上回る金額であることを確認しており、当社は同社が本第三者割当増資に係る払込期日までに本新株式及び本新株予約権の発行価額に係る払込資金並びに本新株予約権の行使に必要となる資金の総額に相当する以上の十分な資金を確保できるものと判断しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (2023年10月6日)		募集後	
辛澤	30.56%	辛澤	31.50%
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレー MUFG 証券株式会社)	15.87%	MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレー MUFG 証券株式会社)	13.92%
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人 インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社)	5.51%	INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人 インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社)	4.84%
石垣裕義	4.87%	石垣裕義	4.27%
MONEX BOOM SECURITIES (H. K.) LIMITED (常任代理人 マネックス証券株式会社)	4.86%	MONEX BOOM SECURITIES (H. K.) LIMITED (常任代理人 マネックス証券株式会社)	4.26%
リアルプラス有限会社	4.13%	株式会社 IMG ホールディングス	3.91%
上田八木短資株式会社	2.44%	リアルプラス有限会社	3.62%
株式会社石垣共栄会	2.36%	榎田康子	2.23%
石垣靖子	1.47%	上田八木短資株式会社	2.14%
株式会社 SBI 証券	1.41%	株式会社石垣共栄会	2.07%

- (注) 1. 持株比率は、2023年10月6日時点の株主名簿に基づき記載しております。
 2. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入しております。
 3. 割当後の持株比率は、2023年10月6日現在における発行済株式総数に、本新株式の発行数 1,100,000 株及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数 900,000 株の合計 2,000,000 株を加算して算出しております。

4. MSIP CLIENT SECURITIES の持株数 2,268 千株は、SINO PRIDE VENTURES LIMITED が実質的に所有しております。

8. 今後の見通し

当社は本第三者割当が、当社の企業価値及び株主価値の向上に資するものと考えておりますが、現時点における 2024 年 3 月期の業績への具体的な影響額は未定です。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株式及び本新株予約権の発行は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績 (連結)

	2021 年 3 月期	2022 年 3 月期	2023 年 3 月期
連結売上高 (千円)	2,798,438	2,412,075	2,975,341
連結営業損益 (千円)	△94,367	△106,436	△133,469
連結経常損失 (千円)	△138,396	△118,830	△145,070
連結当期純損失 (千円)	△108,501	△158,179	△115,248
1 株当たり連結当期純損失 (円)	△15.28	△13.30	△8.06
1 株当たり配当金 (円)	—	—	—
1 株当たり純資産額 (円)	3.96	17.70	9.14

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2023 年 6 月 30 日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	14,295,700 株	100.00%
現時点の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	669,900 株	4.69%

(注) 1. 上記潜在株式数は、全てストックオプションによるものです。

2. 当社は、2022 年 8 月 17 日開催の取締役会において、株式報酬型ストックオプション (新株予約権) の発行を決議しております。詳細につきましては、2022 年 8 月 17 日付「募集新株予約権 (有償ストック・オプション) の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	2021 年 3 月期	2022 年 3 月期	2023 年 3 月期
始 値	92 円	139 円	135 円
高 値	181 円	218 円	197 円
安 値	85 円	123 円	130 円
終 値	141 円	134 円	177 円

② 最近 6 ヶ月間の状況

	2023 年 8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	2024 年 1 月
始 値	164 円	144 円	149 円	149 円	155 円	151 円
高 値	166 円	151 円	150 円	155 円	157 円	153 円
安 値	135 円	144 円	143 円	146 円	141 円	148 円
終 値	144 円	147 円	149 円	155 円	148 円	151 円

(注) 2023 年 1 月の株価については、2023 年 1 月 16 日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2024年1月16日
始 値	151 円
高 値	151 円
安 値	150 円
終 値	151 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による株式の発行

払 込 期 日	2021年3月29日
資 金 調 達 の 額	450,007,000 円 (差引手取概算額: 419,007,000 円)
発 行 価 額	103 円
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	4,369,000 株
募 集 後 に お け る 発 行 株 式 数	11,437,300 株
割 当 先	辛澤氏
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	①ベジタリア株式会社 (所在地: 東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号、代表取締役: 小池聡) の新株予約権付社債取得資金 (100 百万円) ②借入金の返済資金 (1)りそな銀行 (21 百万円) (2)セゾンファンデックス (3 百万円) (3)石垣裕義 (20 百万円) ③運転資金 (275 百万円)
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	①2021年3月 ②(1)2021年3月~2022年10月 (2)2021年3月~2022年10月 (3)2021年3月 ③2021年3月~2022年10月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	上記の支出予定時期に全額充当済み。

② 第三者割当による株式の発行

払 込 期 日	2022年2月3日
資 金 調 達 の 額	345,866,400 円 (差引手取概算額: 332,866,400 円)
発 行 価 額	121 円
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	2,858,400 株
募 集 後 に お け る 発 行 株 式 数	14,295,700 株
割 当 先	SINO PRIDE VENTURES LIMITED: 2,268,400 株 リアルプラス有限会社: 590,000 株
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	新規事業展開、M&A 及び資本・業務提携に係る費用 (332 百万円)
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	2022年2月~2023年3月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	上記の支出予定時期に全額充当済み。

以上

(別紙1)

石垣食品株式会社 新株式発行要項

① 榎田 康子氏、小松 周平氏、株式会社 IMG ホールディングス

1. 募集株式の種類及び数

普通株式 680,000 株

2. 募集株式の払込金額

1 株につき 150 円

3. 払込金額の総額

102,000,000 円

4. 申込期日

2024 年 2 月 2 日

5. 払込期日

2023 年 2 月 9 日

6. 増加する資本金及び資本準備金の額

増加する資本金の額：51,000,000 円

増加する資本準備金の額：51,000,000 円

7. 募集の方法

第三者割当の方法による。

8. 割当株式数

榎田 康子氏 200,000 株

小松 周平氏 130,000 株

株式会社 IMG ホールディングス 350,000 株

9. 払込取扱場所

株式会社りそな銀行 九段支店

10. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) その他本新株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役会長に一任する。

② 辛 澤氏

1. 募集株式の種類及び数

普通株式 420,000 株

2. 募集株式の払込金額

1 株につき 151 円

3. 払込金額の総額

63,420,000 円

4. 申込期日

2024年2月2日

5. 払込期日

2024年2月9日

6. 増加する資本金及び資本準備金の額

増加する資本金の額：31,710,000円

増加する資本準備金の額：31,710,000円

7. 募集の方法

第三者割当の方法による。

8. 割当株式数

辛 澤氏 420,000株

9. 払込取扱場所

株式会社りそな銀行 九段支店

10. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役会長に一任する。

以 上

(別紙2)

石垣食品株式会社 第4回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称
石垣食品株式会社第4回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 927,000 円
3. 申込期日 2024年2月2日
4. 割当日及び払込期日 2024年2月9日
5. 募集の方法

第三者割当の方法により、本新株予約権を以下のとおり割り当てる。

辛 澤氏	3,436 個
櫛田 康子氏	1,636 個
小松 周平氏	1,064 個
株式会社 IMG ホールディングス	2,864 個

6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 900,000 株（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株）とする。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

その他、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数を適宜調整するものとする。

7. 本新株予約権の総数 9,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額 金 103 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、151 円とする。
10. 行使価額の修正
行使価額の修正は行わない。
11. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第（2）号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。但し、当社又は関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行

わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
 - (4) ① 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号④の場合は基準日）に先立つ45取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の**普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）**とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
 - (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - (6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」という。）に通知する。但し、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- 12. 本新株予約権の行使期間
令和6年2月12日（当日を含む。）から令和9年2月10日（当日を含む。）までとする。
 - 13. その他の本新株予約権の行使の条件
本新株予約権の一部行使はできない。
 - 14. 新株予約権の取得事由
当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり103円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
 - 15. 新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
 - 16. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
 - 17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、第12項に定める行使期間中に第20項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第20項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

19. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

20. 行使請求受付場所

石垣食品株式会社 経理総務部

21. 払込取扱場所

株式会社りそな銀行 九段支店

22. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権及び買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者算定機関による算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を103円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載の通りとする。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

以上